

# 令和4年度森林環境譲与税の用途について

尾張旭市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第3項により、その用途を下記のとおり公表する。

事業区分	事業名	事業内容	事業総額(単位:千円)		
			(A)+(B)	(A)森林環境譲与税	(B)他の財源
木造公共建築物の整備等	新池交流館管理運営事業	愛知県認証材を活用し、新池交流館の屋外ウッドデッキを整備する。	3,630	3,600	30
木造公共建築物の整備等	小・中学校施設維持運営事業	小中学校校用備品購入のうち木材の児童生徒用机・椅子等を整備する。	2,978	2,900	78
木造公共建築物の整備等	保育園施設修繕・工事管理事業	国産材を活用し、保育園の床張替工事を行う。	5,280	3,680	1,600